

監査公表第 5 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市立敦賀病院に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成18年7月31日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 橋 本 幸 夫
同 小 川 三 郎

記

1 監査の実施日

平成18年6月28日(水)

2 監査の対象

市立敦賀病院に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況。

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

市立敦賀病院事業会計の財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

(指摘事項)

次の事項については、昨年度も同様の指摘をしているが、引き続き改善・検討が望まれる。

平成18年5月末現在、医業未収金の窓口請求分で2億3千万円超の過年度分未収金が累積しているが、専任の徴収員を配置する等、徴収体制の強化を図り、未収金の回収に本格的に取り組むこと。

5 予算執行状況

市立敦賀病院の予算執行状況は別紙1～1のとおりである。(添付省略)